

## 小規模多機能自治推進ネットワーク会議 会則

(名称)

第1条 本会は、小規模多機能自治推進ネットワーク会議と称する。

(目的)

第2条 本会は、小規模多機能自治（自治会、町内会、区などの基礎的コミュニティの範囲より広範囲の概ね小学校区などの範囲において、その区域内に住み、又は活動する個人、地縁型・属性型・目的型などのあらゆる団体等により構成された地域共同体が、地域実情及び地域課題に応じて住民の福祉を増進するための取組を行うことをいう。以下同じ。）の推進及び諸課題の解決に寄与することを目的とする。

(活動)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次の活動を行う。

- (1) 会員相互の情報交換又は意見交換のための活動
- (2) 小規模多機能自治の調査研究及び実践を通じた施策の提言
- (3) その他小規模多機能自治の推進及び諸課題の解決に資する活動

(会員)

第4条 本会は、次の会員をもって構成する。

- (1) 自治体会員 本会の目的に賛同する地方公共団体
  - (2) 団体会員 本会の目的に賛同する団体（第1号を除く。）
  - (3) 個人会員 本会の目的に賛同する個人
- 2 入会しようとするものは、書面により入会の意思表示をしなければならない。
- 3 会員は、本会の活動に参加し、総会に出席することができる。
- 4 本会の会費は無料とし、本会として必要経費が生じる場合は、役員会での協議を経て、代表がその扱いを定める。
- 5 会員は、書面による届出により退会することができる。

(役員)

第5条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 代表 1名
  - (2) 副代表 3名以内
  - (3) 参与 若干名
  - (4) ブロック幹事 10名（北海道、東北、関東、信越、北陸、東海、近畿、中国、四国、九州の各ブロックで1名ずつ）
- 2 役員は、総会において互選する。
- 3 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 4 役員は、その任期満了後も後任の役員が就任するまでの間は、その職務を行うものとする。

(代表及び副代表の職務)

第6条 代表は、会務を総理し、本会を代表する。

- 2 副代表は、代表を補佐し、代表が欠けたときは、その職務を代理する。

(参与の職務)

第7条 参与は、必要に応じて会務に関し助言する。

(ブロック幹事の職務)

第8条 ブロック幹事は、当該ブロックにおける会員相互の情報交換又は意見交換の機会を主体的に設ける。

(事務局)

第9条 会務を処理するため、本会に事務局を置く。

2 事務局は、代表の属する地方公共団体に置く。

(総会)

第10条 本会は、毎年1回、総会を開催する。

2 代表が必要と認めるとき、又は会員の5分の1以上の者から書面で総会に付議すべき事項を示して総会開催の請求があったときは、代表は、臨時総会を招集しなければならない。

3 総会は、次の事項を審議し、議決する。

(1) 本会の活動内容に関する事項

(2) 役員を選出

(3) 会則の改正

(4) その他総会が必要と認めた事項

4 総会の議事は、代表が進行する。

5 総会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、代表の決するところによる。

6 代表が他の役員と協議の上、総会に諮る事項がないと判断した時は、第12条に掲げる役員会をもって第1項の総会に代えることができる。

7 前項による場合は、予め会員にその旨を周知するとともに、役員会での協議結果を会員に周知しなければならない。

(定足数等)

第11条 総会は、自治体会員の会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

2 やむを得ない理由により総会に出席することができない会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した会員、又は表決を委任した会員は、総会に出席したものとみなす。

(役員会)

第12条 代表は、必要があると認めるときは、役員会を開催することができる。

2 役員会は、代表及び副代表で構成する。

3 役員会は、次の事項を審議する。

(1) 本会の活動内容に関する事項

(2) 総会に付議する事項

(3) その他必要と認めた事項

(会則の改正)

第13条 この会則は、総会における出席者の3分の2以上の同意がなければこれを改正することができない。

(補則)

第14条 この会則に定めのない事項は、役員会での協議を経て、代表がこれを定める。

附則

この会則は、平成27年2月17日から施行する。

附則

この会則は、平成29年6月7日から施行する。